

## お知らせ 特定健康診査について

### 「特定健康診査は受診されましたか？」

平成23年度中に40歳～75歳になる組合員及び被扶養者の方へ  
(75歳の誕生日前日までの方が受診可能です。)



#### 組合員の皆様は…

組合員の特定健康診査は、お勤め先の学校などで行っている定期健康診断や公立学校共済組合石川支部が実施する人間ドックでの結果をもって代えることとなります。定期健康診断の未受診の方は、是非人間ドックを受診しましょう。

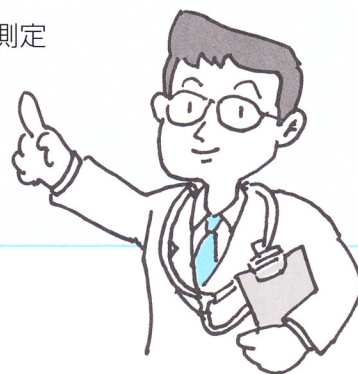
**第4回人間ドック(1月～3月分)**  
**申込書の提出は10月3日**  
**必着となっております。**

#### 被扶養者の方は…

5月下旬に組合員を通じて該当する被扶養者に対し、「特定健康診査受診券」を送付しております。同封した案内に従って、指定医療機関や市町が行う集団健診会場等で受診をお願いします。受診の際は、「特定健康診査受診券」と「被扶養者証」をご持参ください。「受診券」の有効期限は12月30日までとなっておりますのでご注意ください。特定健康診査項目の受診料は無料です。

#### <特定健康検査項目>

理学的検査(身体診察) 身体測定(身長・体重・BMI・腹囲) 血圧測定  
肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)  
血中脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)  
血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c) 尿検査(糖・蛋白)  
既往歴の調査(質問票 服薬歴及び喫煙習慣等)



お願い

### 宿泊利用補助券の利用について

年度当初に配付した宿泊利用補助券について、ご利用の際には下記のことをお守りください!

- ① 利用は一人1泊1枚となります。
- ② 利用資格は組合員とその家族(配偶者・子・被扶養者)  
利用資格のある人以外への譲渡を禁じます。
- ③ 宿泊利用補助券の※印(所属所名・組合員氏名・利用者氏名・続柄・利用日)は必ず記入してください。